

広報 おびひろ

5月号
May

令和4年
(2022年)

No. 1176

発行：帯広市
編集：政策推進部広報秘書室広報広聴課
〒080・8670 帯広市西5条南7丁目1番地
電話 (0155) 24・4111
FAX (0155) 23・0151
https://www.city.obihiro.hokkaido.jp/

掲載情報は4月14日時点のものです。新型コロナウイルス感染症の影響などにより、掲載内容や行事などの日程が変更になる場合があります。
新型コロナウイルスの感染再拡大防止のため、引き続き、基本的な感染対策の徹底にご協力をお願いします。

家計急変世帯に対し 臨時特別給付金を 支給しています

5月以降、予約状況を踏まえ、新型コロナワクチンの接種会場を集約する予定です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



詳しくは市ホームページを
ご確認ください



市ホームページ
ID.1010717

問い合わせ

帯広市臨時特別給付金窓口（市庁舎3階、地域福祉課内、☎65・4233）

家計急変世帯に対する臨時特別給付金

令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で、家計が急変した世帯に対し、臨時特別給付金を支給しています。
対象は、非課税相当まで収入が減少した世帯です。対象条件を確認の上、右の申請手続きの流れを参考に期限までに申請してください。

支給額 1世帯当たり 10万円

対象

- 令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の状況が下表の限度額以下となった世帯
- 申請時、住民票が帯広市にあること
- 住民税均等割非課税世帯として、給付金の給付を受けていない世帯

限度額について

各世帯員の、令和3年1月以降の任意の1カ月の収入額^{*1}を12倍した額が下表の限度額以下になるかで判定します。

年金収入や事業収入などがある場合は、経費などを控除した所得額から判定することができます。

詳細は、市ホームページを確認いただくか、帯広市臨時特別給付金窓口へ問い合わせください。

なお、令和4年度の課税情報決定以降に、令和3年中の収入および所得を基に申請する場合は、当該課税情報の内容により給付要件を判定します。

世帯の状況	非課税相当収入限度額
世帯主が障害者・未成年・寡婦・ひとり親	204万3999円
単身または扶養親族がいない	97万円
扶養親族などが1人	148万円
扶養親族などが2人	190万3999円
扶養親族などが3人	235万9999円
扶養親族などが4人	281万5999円

*1 給与収入、事業収入、不動産収入、年金収入の合計

申請手続きの流れ

1 申請書を準備する

申請を希望する場合は、帯広市臨時特別給付金窓口にご連絡ください。申請書を郵送します。

また、申請書は市ホームページからもダウンロードできるほか、帯広市臨時特別給付金窓口、社会福祉協議会（公園東町3、グリーンプラザ内）、自立相談支援センターふらっと（西6南6、ソネビル内）にも設置しています。

2 市へ申請書を提出する

申請書に必要事項を記入し、添付書類（世帯主の本人確認書類など）を同封の上、申請期限までに下記の申請先へ郵送または直接提出してください。

申請期限 令和4年9月30日(金) ※消印有効

申請書類を確認後、振込通知書を送付します。申請書などに不備がない場合、おおむね4週間で給付します。

申請先・問い合わせ

帯広市臨時特別給付金窓口 ☎65・4233

〒080・8670 西5条南7丁目1番地（市庁舎3階、地域福祉課内）
受付時間：平日8時45分～17時30分

※配偶者からの暴力を理由に避難している人で、自身の収入が住民税非課税世帯相当である人は、受給可能な場合があります。下記相談窓口へ相談してください。

■市民活動課（市庁舎3階、☎65・4134）

■北海道の配偶者暴力相談支援センター（東3南3、十勝総合振興局内、☎26・9029）